

Q8 クラス全体の子どもたちへの配慮は、どのようにすればよいのでしょうか。

1 年齢による理解の仕方の傾向

3歳児　自己のことで精いっぱいで障害のある子どもの状況に気づかない子どもが多い。「どうして?」と不思議に思い保育者に尋ねるが、その思いは他の子どもには広がっていない傾向にある。

4歳児　入園当初はわからないが、学級が安定してくると、障害のある子どもに気付いてくる。「どうして」「変だ」「いやだ」「できなくてかわいそう」などと、言葉で表現したり、行動したりするようになる。

5歳児　自分たちよりも幼いと感じている。状況に合わせて、必要な手助けが自然にできるようになる傾向が見られる。

例

- ・ 「Aちゃん大変だよ」と保育者に伝える。「大丈夫だよ」と声をかえ背中をさすり安定をはかる。「Aちゃんすごいな。できたね」とできたことを認めることができる。
- ・ 「誰にでも、できることとできないことがある。得意なことと不得意なことがある。」ことに気づかせながら、障害のある子どものできること、できないことを伝えていく。
- ・ 障害のある子どもをクラスの一員として位置付ける。

2 あるがままに受け止める

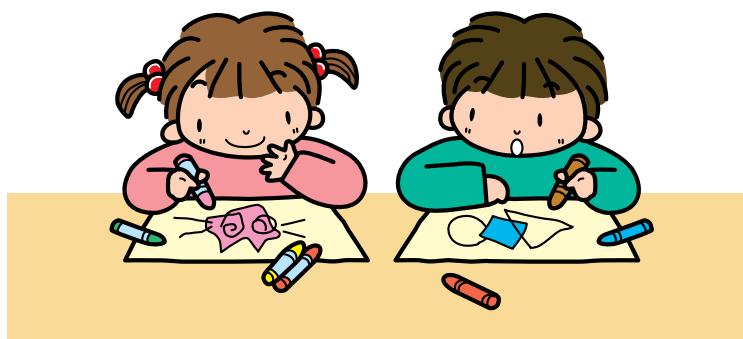
子どもの疑問や違和感などの気づきや思いも当然のこととして受け止め、「そうね、危ないね。」、「大きな声でびっくりしたね。」などと、あるがままに受け止めることが必要である。



Q9 幼稚園内の協力体制づくりのポイントは、どういったことでしょうか。

誰が受け持っても、その障害の子どもが快く受けいれられる園の体制が大切である。

- 1 担当者一人が課題を抱え込まない。
- 2 子どもがどんな行動をとり、職員はどう対応すべきか、全教員が指導方針を把握し、共通理解を持つようとする。
- 3 園長、主任等との連絡を密にする。
- 4 知り得た情報は外部に漏れないようにする。
- 5 教員仲間が担任の気持ちや考えをじっくり聞き、悩みや苦しみに共感し、共に考える姿勢を持つ。
- 6 全教員で障害のある子どもについて考え、あわせてカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携をとっていく。
- 7 誰がどのクラスを受け持ってもよいように、全教員でクラス編制に当たるようにする。
- 8 障害のある子どもを、園全体で何人まで受け入れられるか、学年では何人か。各クラスでは何人か、全教員で園の状況を把握しておく。



Q10 園内研修の進め方は、どのようにすればよいのでしょうか。

研修と実践が一体化することで研修の成果があがる。

1 障害（発達）の状況を的確に理解するための記録の作成

エピソードカードの作成（例）

いつ	
どこで	
誰と	
何をした	
気になる様子	
おやつと思った様子	

- (注) • 担任が記録する。
• いつでも他の教員が見ることのできる場所に保管する。
• プライバシーの保護に気をつける。

2 園内研修会での報告・協議

（1）担任からの報告

- ① 行動の特徴や知識・技能の獲得の仕方
- ② 指導の経過と評価
- ③ 今後の指導の見通し

（2）他の教員が気づいた点、指導に対するコメント

- ① 担任が気づいていない子どもの様子
- ② 担任以外の保育者がかかわったときの子どもの様子
- ③ 他の視点から考えられる今後の指導のヒント

（3）指導方針、指導内容の検討

- ① 指導方針（身につけさせたいおおまかな内容、基本的なかかわり方・方向性）
- ② 具体的な指導内容や方法

Q11 他の機関との連携の取り方は、どのようにすればよいのでしょうか。

1 子どもが入園前に通っていた機関との連携

(1) 療育センター等に通いながら幼稚園に週2回程度通っている場合。

- ・ 保育者はセンター等での幼児の生活を見る。
- ・ 保育者はセンター等の指導内容を把握する。
- ・ 保育者はセンター等の担当者に園での様子を知らせる。
→ 個別にかかる療育センター等と集団でかかる幼稚園との指導・援助のあり方を情報交換することで双方の理解が深まる。

(2) 療育センターを卒園し、毎日、幼稚園に通う場合。

- ・ 前年度の指導の方法などについて、保育者が聞き取りに行き、指導方法を学んでくることで、幼稚園における指導の参考になる。

療育センター等の小集団と幼稚園の大集団との違いが子どもにストレスにならないか、両者が共通理解をもち、保護者へのアドバイスができるようにする。

2 幼稚園が保護者に他の専門機関を紹介する場合

保護者が悩んでいるときには、教育センターなどの教育相談を勧める。カウンセラーから見た保護者の心理状態の変化に合わせて幼稚園からも相談できる態勢をつくる。

専門機関を紹介する場合には、保護者に対しては、管理職と担任とで相談機関に行くことを促す。



(出所) 第II編のQ&A1~11は、無藤隆 神長美津子 柏植雅義 河村久(編)『幼児期におけるLD・ADHD・機能自閉症等の指導「気になる子」の保育と就学支援』東洋館出版社 2005 pp.29-78から参考・引用。

Q12 就学サポートとは、どのようなものでしょうか。

1 幼稚園と小学校の連携について

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議答申）の「第4章 特別支援教育を推進する上での小・中学校の在り方について」において、「小学校や盲・聾・養護学校の小学部において幼稚園や保育所と日頃からの情報交換を行うことが就学後に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を行う上で重要と考えられる。」とされている。幼稚園全体で支援する体制を整備し、滑らかに小学校と連携が図れることが望まれる。

2 個別の就学サポート計画の作成の目的

特別な支援が必要な子どもたちの適切な就学と支援のためには、就学前における支援と、学齢期の「個別の教育支援計画」に基づく支援との関連性・継続性を持たせ、必要な情報を伝達するシステムを構築する必要がある。

「個別の就学サポート計画」は、様々な機関が連携を図り、LD（学習障害）等の特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりの適切な就学や就学後の教育内容・方法や支援の充実を図るために、保護者とともに作成するツールである。

3 個別の就学サポート計画の内容 第VI部資料編P36～38 参照

(1) 基本的な考え方

- ① 円滑な就学を保障するための道具（ツール）
- ② 子どもの実態や就学前機関の支援の状態を引き継ぐために活用するもので、「発達支援記録」と「就学サポートシート」により構成されている。
- ③ 就学後の「個別の教育支援計画」の作成・策定の基礎資料となる情報を含む資料である。
- ④ 「個別の支援計画」の一貫として保護者が参画できる資料である。

(2) 基本的な構成内容

「個別の就学サポート計画」は、乳幼児健診の結果、保育所・幼稚園等の在籍状況、相談・支援の経過、特記事項等について記録された「発達支援記録」と就学前機関から就学後機関（小学校）との引き継ぎに活用する「就学サポートシート」により構成されている。

4 個人情報の管理について

「個別の就学サポート計画」の策定に当たっては、本人・保護者にその策定の意義について十分な理解を得ることが大切である。個人情報は、個人情報保護法や県や市町の条例などの定めに従い、取り扱いには十分に気をつけるようにしなければならない。

（出所）兵庫県教育委員会障害児教育室「個別の就学サポート計画の活用の手引き（試案）」『平成18年度 就学サポート連携推進運営会議』2007年3月 p. 4

第Ⅲ部 発達障害とは

—高機能広汎性発達障害・注意欠陥多動性障害・学習障害を中心に—

1 発達の種類と障害の種類

発達の種類		障害の種類
運動面	粗大運動	肢体不自由児（脳性まひ）
	微細運動	発達性協調運動障害
精神面	知的な発達	知的障害（精神遅滞とも呼ばれる）
	言語面の発達	言語発達遅滞
	社会性の発達	広汎性発達障害（PDD）
	注意力の発達	注意欠陥多動性障害（ADHD）
	学習面の発達	学習障害（LD）

（出所）小野次朗「障害児共生保育 発達障害の理解と支援」『ちやいるどネット OSAKA』第71号

2007年 p.13-14

2 発達障害の定義

発達障害	定義
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。 平成11年学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議「学習障害児に対する指導について（最終報告）」
注意欠陥多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。 「今後の特別支援教育のあり方について」（最終報告）特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議 2003
広汎性発達障害（PDD）	相互的な社会関係とコミュニケーションのパターンにおける質的障害、および限局した常図的で反復的な関心と活動の幅によって特徴づけられる一群の障害。

国際疾病分類の ICD-10